

改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、奈良県広域消防組合物品契約規則（平成26年規則第33号。以下「規則」という。）その他法令に定めがある場合を除くほか、物品の売買契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品 奈良県広域消防組合物品契約規則（令和7年規則第8号）第65条第1項各号に掲げる物品をいう。
- (2) 主管課 契約しようとする業務を管轄する奈良県広域消防組合議会事務局設置条例（平成26年条例第4号）第1条に規定する議会事務局、奈良県広域消防組合監査委員に関する条例（平成26年条例第5号）第10条に規定する監査委員事務局、奈良県広域消防組合公平委員会処務規則（令和3年公平委員会規則第1号）第2条に規定する公平委員会事務局、奈良県広域消防組合事務局設置条例（令和3年条例第5号）第1条に規定する組合事務局、奈良県広域消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例（平成26年条例第6号）第3条に規定する消防署、奈良県広域消防組合消防本部の組織に関する規則（平成26年規則第2号）第2条に規定する課及び奈良県広域消防組合消防署組織規程（平成26年消防長訓令甲第1号）第3条に規定する野迫川分署をいう。

(随意契約の基準)

第3条 施行令第167条の2第1項第2号又は第6号の規定によることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、その他公共団体又は公益法人並びにこれに準ずる団体と契約を締結するとき。
- (2) 製作又は販売が特定の者に限られている物品を購入するとき。
- (3) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。
- (4) 特に公益上必要と認められる者と契約を締結するとき。
- (5) 追加契約を行う場合において、分離して契約することが不利と認められる物品を購入するとき。
- (6) 同一業種組合の代表者と契約することが有利と認められる物品を購入するとき。
- (7) 単価契約又は協定価格を定めている場合において、その価格により契約するとき。
- (8) その他特に管理者が必要と認めるとき。

(見積書徴取の基準)

第4条 規則第16条第2項の規定による見積書徴取の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 予定価格が30万円未満の場合 2人以上の者
- (2) 予定価格が30万円以上の場合 3人以上の者

(見積書徴取の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体、その他公共団体又は公益法人並びにこれに準ずる団体と契約を締結するとき。
- (2) 新聞、雑誌、専売品その他これらに類する物でいずれの者から購入する場合であっても、その価格に相違がない物品を購入するとき。
- (3) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。
- (4) 国、地方公共団体、その他公共団体又は公益法人並びにこれに準ずる団体がその事業目的を達成するためにあつせん又は許可する者と契約を締結する場合であつて、価格が統一又は固定され、競争の余地がなく、見積書を徴取する必要がないと認められるとき。
- (5) 予定価格が10万円以下の物品を購入するとき。
- (6) 単価契約を除く競争入札又は随意契約の契約締結後において、同年度中に当初予定していない同一物品の追加発注が必要になった場合であつて、その方法が随意契約によるものであり、同価格又は同単価で調達できるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難又は不適當と認められるとき。

(予定価格調書)

第6条 規則第5条第2項の規定による予定価格調書は、主管課の長が作成し、厳封して開札執行まで厳重に保管しなければならない。

(予定価格調書作成の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、第5条各号に掲げる見積書徴取の省略により物品を購入しようとする場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。ただし、予定価格が10万円を超える物品の購入を行う場合において、予定価格調書の作成を省略するときは、予定価格調書に準ずる積算資料を備えなければならない。

(契約書の様式)

第8条 規則第19条第1項の規定による契約書は、別に定める。ただし、契約の内容により当該契約書により難いと認めるときは、この限りでない。

(契約書作成の省略)

第9条 規則第20条第2項の規定による契約書の作成を省略する場合において、管理者が特に必要と認める請書徴取の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、将来において紛争のおこる余地がないと認められる場合に限る。

- (1) 契約金額が10万円以下の場合は、口頭契約とすることができる。
- (2) 契約金額が10万円を超え30万円未満の場合は、請書を徴する。請書の様式は、別に定める。

(業者選定)

第10条 指名競争入札又は随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、奈良県広域消防組合競争入札等参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出を受けた者で、契約の種類及び金額に応じ管理者が別に定める基準により選定し、入札又は見積書の徴取を執行するものとする。ただし、これによることができないとき、若しくは不利と認められるとき、又は管理者が適當でないとき、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、やむを得ず申請書の提出を受けた者以外を選定し、入札又は見積書の徴取を執行する場合は、当該指名理由を明確にしておくとともに、申請書の提出に

関し指導しなければならない。

(機種等の特定)

第11条 物品の購入を行う場合は、一つの機種又は製品名（以下「機種等」という。）を特定して購入することはできないものとする。ただし、事業目的を達成するため、これにより難しい特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、やむを得ず一つの機種等に特定する場合は、機種等を特定する理由を明確にしなければならない。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日訓令甲第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日訓令甲第3号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月28日訓令甲第10号)

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。